

千早赤阪村庁舎建設検討委員会傍聴要領

第 1 目的

この要領は、千早赤阪村庁舎建設検討委員会条例（平成25年千早赤阪村条例第25号）第 8 条の規定に基づき、千早赤阪村庁舎建設検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

第 2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の30分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付簿（別記様式）に氏名・住所等を記入し、委員長の許可を受ける。

なお、会議開始後の傍聴は、原則として認めないが、会議の休憩時に傍聴の希望があり、委員長が許可した場合はこの限りでない。

- (2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定する。

第 3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカ - ド等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第 4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切ること。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (8) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

第 5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会長はこれを制止し、なお、

これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

千早赤阪村庁舎建設検討委員会傍聴希望者受付簿 第 回会議

番号	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			